当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、下記に掲げる「企業哲学」および「経営理念」にもとづき、適正な利益を確保しながら社会の繁栄に役立つべく様々な活動を推進し、経営環境の変化に迅速に対応し得る効率的な職務執行体制、経営管理体制を構築し、株主・お客様・従業員・お取引先・地域社会等、全てのステークホルダーにとって、なくてはならない企業を目指して、持続的な成長および中長期的な企業価値の向上に資するコーポレートガバナンスの継続的な充実に取り組みます。

【企業哲学:フィロソフィー】

●私たちは、食を通じて社会に貢献します。

私たちは、人々が生きていく上で最も大切な「食」を事業の柱とし、潤いのある、楽しい食事の機会を提供することにより、豊かな暮らしを実現します。そして、地域になくてはならない企業として、適正な利益を確保しながら、社会の繁栄に役立つ様々な活動を推進します。

【経営理念】

●DREAM[夢みる]: パートナーと共に、夢の実現をめざします。

パートナーとは、サトレストランシステムズで働く仲間をはじめとして、共に生きる人たちのことです。人には、それぞれ夢があります。 私たちは仕事を通じて夢を実現できる、そんな会社を目指し努力を続けます。そのためには、共にレストラン業への夢を持ち、誇りある職場、 誇りある企業として、パートナー 一人ひとりが未来に向かって挑戦できる場を提供していきます。

●ENJOY[楽しむ]: カスタマーと共に楽しさを分かち合います。

カスタマーとはお客様のことです。カスタマーがゆっくりとお食事をしていただき、心からおいしかった、来て良かったと喜び、感動していただくことが、私たちの楽しみです。そのためには、カスタマーの声に耳をすまして、おいしい食事、快適な店舗、心のこもったサービスを提供します。そして、より多くのお客様の満足と支持を得ていきます。

●LOVE☆[愛する]: コミュニティーを愛し、人びとと共に生きます。

コミュニティーとは、お店のある地域社会のことです。私たちのお店は、コミュニティーとの関わりの中にあります。来店されるお客様ばかりでなく、コミュニティーで生活する様々な人達、私たちはどなたにも心のこもったおもてなしをするとともに、地域の様々な活動に参加していきます。そして、愛し、愛され、親しまれる存在になります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則 1-2-4】議決権の電子行使プラットフォームの利用、招集通知の英訳

議決権電子行使の採用および招集通知の英訳版作成については、現時点では株主構成等に鑑みて採用しておりません。今後の株主構成 の変化を見ながら検討します。

【補充原則 4-8-2】独立社外取締役の経営陣、監査役との連携

社外取締役は各自独立の立場で意見を形成し、取締役会で発言されており、相互に序列はありませんし、何らかの序列を感じさせる地位を設ける必要もないため、筆頭独立取締役は置いておりません。

なお、経営陣との連絡・調整や監査役、監査役会との連携が必要な場合は、取締役会事務局、経営会議事務局、監査役会事務局等が密接 に連携し、適切なサポートを実施します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則の実施状況につきましては、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」(以下「基本方針」) として開示し、次の当社ホームページ(会社案内>コーポレートガバナンス)に掲載しております。

日本語:http://sato-restaurant-systems.co.jp/about/governance/

なお、コーポレートガバナンス・コードにおいて開示すべきとされる事項につきましては、基本方針のうち、各々、次の項目を参照ください。

【原則 1-4】 いわゆる政策保有株式

●基本方針[2]-4)

【原則 1-7】関連当事者間の取引

●基本方針[2]-5)

【原則 3-1】情報開示の充実

●基本方針[1]、[3]-1)、[4]-1)、[5]-5)、[5]-6)

【補充原則 4-1-1】 経営陣に対する委任の範囲

●基本方針[5]-2)

【原則 4-8】 独立社外取締役の有効な活用

●基本方針【5】-10)

【原則 4-9】 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

●基本方針【5】-11)

【補充原則 4-11-1】 取締役会全体のバランス、多様性及び規模

【補充原則 4-11-2】 役員の兼任状況

【補充原則 4-11-3】取締役会の実効性についての分析・評価

●基本方針【5】-13)

【補充原則 4-14-2】 取締役・監査役のトレーニングの方針

●基本方針【5】-16)

【原則 5-1】株主との建設的な対話に関する方針

●基本方針[6]

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】

割合 氏名又は名称 所有株式数(株) (%)

重里 欣孝 2,230,042 6.71

重里 百合子 2,050,008 6.17

株式会社三菱東京UFJ銀行	1,199,750	3.61
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	842,200	2.53
麒麟麦酒株式会社	600,000	1.80
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	501,700	1.51
サトレストランシステムズ従業員持株会	254,306	0.76
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託ロ5)	241,100	0.72
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口6)	237,800	0.71
株式会社みずほ銀行	235,750	0.70

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第一部

決算期 3 月

業種 小売業

直前事業年度末における(連結)従業員数 1000 人以上

直前事業年度における(連結)売上高 100 億円以上 1000 億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10 社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 10 名

定款上の取締役の任期 1年

取締役会の議長
社長

取締役の人数 6名

社外取締役の選任状況 選任している

社外取締役の人数 2 名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 2 名

会社との関係(1)

会社との関係(※)

氏名 属性

abcdefghijk

佐藤 治正 学者

渡辺 正夫 他の会社の出身者

- ※ 会社との関係についての選択項目
- imes 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「O」、「過去」に該当している場合は「 Δ 」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d,e 及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

独立 氏名

佐藤

治正

正夫

適合項目に関する補足説明 選任の理由

役員

0

0

大学における経済学・経営学に関する研究活動をもとに、客観的・専門的な視点から、経営への

助言を行っており、社外取締役に選任しているものです。一般株主と利益相反が生じるおそれが

ないことから、独立性があると判断されるため、東京証券取引所の定める独立役員として指定し

ております。

長年にわたる経営者としての豊富な経験や卓越した見識をもとに、実践的・多角的な視点から、

渡辺 経営への助言や業務執行に対する適切な監督に寄与いただけるものと判断し社外取締役に選任

しているものです。一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立性があると判断され

るため、東京証券取引所の定める独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意

あり

の委員会の有無

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員		社内取締役	社外取締役	社外有識:	者	その他(名)	委員長(議
			(名)		(名)	(名)	(名)		(0)他(石)	長)
指名委員会に相当する 任意の委員会	指名·報酬委員会	3	3	0		1	2	0	,	0 社内取締役
報酬委員会に相当する 任意の委員会	指名·報酬委員会	3	3	0		1	2	0	1	0 社内取締役

補足説明

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 設置している

定款上の監査役の員数 4 名

監査役の人数 3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役及び監査役会は、会計監査人から監査計画の概要、監査重点項目、監査結果、会計監査人が把握した内部統制システムの整備状況及 び運用状況等について報告を受けるとともに、相互に意見交換を行う等、会計監査人と緊密な連携を図っております。また、必要に応じて、会計 監査人の行う監査や講評に立ち会い、又は監査の実施経過について適宜報告を求める等して、監査役監査に役立てております。

なお、監査法人の独立性の強化を目的として、監査契約内容及びその金額についても監査役会において閲覧・検討を加えております。

社外監査役の選任状況 選任している

社外監査役の人数 2 名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数2名

会社との関係(1)

会社との関係(※)

氏名 属性

abcdefghijklm

田村 雅嗣 弁護士

竹山 明宏 公認会計士

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g 及び h のいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- Ⅰ 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

独立 氏名

適合項目に関する補足説明 選任の理由

弁護士としての長年の経験を通じて培われた企業法務に関する高い見識をもとに、中立的・客観

田村

田村雅嗣法律事務所代表 的な視点から監査を行っていただけるものと判断し社外監査役として選任しているものです。一般株 主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立性があると判断されるため、東京証券取引所の

定める独立役員として指定しております。

竹山

雅嗣

公認会計士竹山明宏事務所 公認会計士としての財務や会計に関する高い見識をもとに、中立的・客観的な視点から監査を行 っており、社外監査役に選任しているものです。一般株主と利益相反が生じるおそれがないことか

0 明宏

公認会計士

代表

弁護士

ら、独立性があると判断されるため、東京証券取引所の定める独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 4 名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役及び監査役に支払った報酬は次のとおりです。(単位:百万円)

- 取締役の年間報酬総額(支給人員6名)105.48
- ·監査役の年間報酬総額(支給人員 1名) 7.2
- ·社外取締役の年間報酬総額(支給人員2名) 8.1
- ·社外監査役の年間報酬総額(支給人員2名) 7.2
- ·合 計 127. 98 百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬については、株主総会の決議により取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。

取締役・執行役員の報酬は「取締役・執行役員報酬ガイドライン」を設定し、同ガイドラインの報酬額に基づき、指名・報酬委員会で審議し、取締役会へ提案し決定します。監査役の報酬は、株主総会で決議された額の範囲で監査役会の協議で決定します。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役、社外監査役に対する情報伝達にあたっては、総務部および経営企画部が取締役会資料や経営会議資料を事前配付するとともに、 重要案件については個別に担当取締役、担当執行役員または部門責任者が事前説明を行っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

経営及び業務運営管理に関する重要執行方針を協議または決定する場として、取締役会のメンバーに加えて関係執行役員等が出席する経営会議を月2回開催しております。この経営会議に常勤監査役は毎回、社外監査役は月1回出席し、経営の透明性・意思決定の内容及び業務執行の適法性をチェックするとともに、必要に応じて意見を述べます。

また、社長直轄の内部監査部門を設置し、店舗の金銭類取扱監査、本社業務監査、関係会社監査等により、各部門の業務執行の有効性、法令・

会社規定の遵守状況等について内部監査を実施し、その結果を経営トップマネジメント及び常勤監査役へ報告を行うとともに、業務改善に向けた

具体的な助言・勧告を行っています。さらに財務報告の信頼性を確保するため、会社の業務活動(プロセス)が法令及び諸規定に準拠し、財務報告に係る内部統制が有効に機能しているかについて内部統制監査を行っております。

監査役会は内部監査部門のこれらの報告を受け、経営者の判断及び職務遂行を公正かつ効率的に監督しています。

当期(平成27年3月期)において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成は次のとおりです。

業務を執行した公認会計士の氏名

- ·指定有限責任社員 業務執行社員 辻内 章
- ·指定有限責任社員 業務執行社員 中山 聡
- ・監査業務に係る補助者の構成:公認会計士 4名 その他6名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

経営の意思決定機能と執行役員による業務執行を管理監督する機能を持つ取締役会に対し、監査役3名のうち2名を社外監査役(会社法第2条第16号に規定する社外監査役)として、それぞれ弁護士と会計士を選任し、経営の監視機能を強化してまいりましたが、経営の透明性およびコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るべく、企業経営全般に係る知見を有する社外取締役を2名選任いたしております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明

株主総会招集通知の早期発送 「招集ご通知」を総会開催日の18日以上前に発送、総会開催日21日以上前に自社ホームページにおいて開示。 その他 平成 22 年 12 月 1 日単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更し、総会への出席率向上を実施。

2. IRに関する活動状況

補足説明 代表者自身による説明の有無

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催

・決算に関する説明会は、本決算及び半期決算の年2回開催

あり

・機関投資家向け店舗視察ツアーの実施(適宜)

・自社ホームページの「IR 情報」において、決算情報、決算情報以外の適時 開示資料(ニュースリリース)、有価証券報告書、四半期報告書、株主優待 について掲載しているほか、「株主のみなさまへ」において、招集通知、イン ターネット開示事項、決議通知など広く株主以外の方々に開示しております。 主な開示資料は以下の通り。

- 1. トップメッセージ、トップインタビュー
- 2. 月次業績情報

IR 資料のホームページ掲載

- 3. 決算短信•決算資料
- 4. 有価証券報告書・四半期報告書
- 5. FACT BOOK
- 6. アナリストレポート
- 7. 株主総会関連資料、株式情報、株主優待制度
- 8. 会社概要、決算期の主要データ
- 9. よくある質問と回答

IR に関する部署(担当者)の設置 経営企画部

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

社内規程等によりステークホ 当社の「フィロソフィー」「経営理念」を具現化すべく、「企業倫理憲章」を据え、CSR 基本概念を明記しています。基 ルダーの立場の尊重につい 本概念において、各ステークホルダーに対する当社の考え方を明確に定め、「役員倫理規範」「従業員規範」を制 て規定 定し、規程の周知徹底に努めています。

地球温暖化防止のため、食品廃棄物の発生抑制及びリサイクルに取組み、省エネと CO2 排出量の抑制を目的とし 環境保全活動、CSR活動等 た、オール電化・LED 導入をはじめ、無沸騰型茹で麺機、高効率空調機等の省エネ機器類の導入を積極的に実施 の実施 しています。

ステークホルダーに対する情 「企業倫理憲章」「役員倫理憲章」において、適時適切な情報開示に努めることを定めています。

報提供に係る方針等の策定

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

- 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況
- ※内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況を記載してください。

事業活動が有効かつ効率的に行われ、財務報告の信頼性を確保し、コンプライアンスを重視した経営を行うことを目標としており、内部統制システムは、当社及び当社子会社の経営目標・戦略を達成するための仕組みであるだけでなく、企業価値を高め、競争を勝ち抜き、存続し続けるために必要不可欠な仕組みであると認識しております。このような基本的な考え方のもと、業務の適正を確保するために必要な内部統制システムの構築に関して、継続的にその実効性を高め、より強固な体制とすべく整備を図ります。

【1】当社の取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 当社は、コンプライアンス全体を統括する組織として、社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、役員をはじめ従業員へ企業 倫理及び法令の遵守に対する意識を浸透させ、不正や不祥事等の違法行為の発生を防止する啓発活動等を行う。また、コンプライアンスに 関する運営規則に則り、法令・定款の遵守はもとより、当社のフィロソフィー(企業哲学)・経営理念に基づいて制定した「企業倫理憲章」遵守 の実効性を高め、企業文化として根付かせるため、役員については「サトレストランシステムズグループ役員倫理規範」を、従業員に対しては 「サトレストランシステムズグループ従業員規範」を制定し、コンプライアンスに関する手引書ならびに各種研修及び諸会議において指導する 等周知徹底する。
- 2) コンプライアンス委員会の事務局は総務部門とし、内部通報規程に基づいて、従業員がコンプライアンスの観点から判断に迷った場合や不正行為を発見した場合等の内部通報の受付を行う。また、会社は、通報者の秘密を保持し、不利益な取扱はしない。
- 3) 監査役3名は取締役会等に出席し、取締役の意思決定・業務執行に対して、コンプライアンスの観点及び各々の専門的見地に基づく助言ならびに監督を行う体制をとる。
- 4) 当社の内部監査部門が内部統制の視点から、当社への内部監査を実施する体制を整備する。

【2】当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令及び文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的記録媒体(以下「文書等」という)に記録し保存する。取締役及び監査役は、適宜これらの文書等を閲覧できるものとする。

【3】当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 当社は、分野ごとに発生の可能性があるリスクの洗い出しに努めるとともに、想定されるリスクについて、社内規定に則った部門責任者による自律的管理を行う。
- 2) 商品の安全・安心のための品質保証、コンプライアンス等について、社長を委員長とする各種委員会を設置し、全社横断的な管理体制を構築する。
- 3) 特に重要な提供商品の安全・安心に関しては、品質保証・食の安全に関する品質保証委員会において、食材の開発・仕入れから加工・提供 及び監視までの品質保証に関する一貫した安全・安心体制の精度の向上を図る。
- 4) 重大な損害の発生が予測されるリスク情報が、直ちに経営者へ報告伝達される危機管理体制を構築運営する。

【4】当社の取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 当社は、執行役員制度を導入し、取締役、執行役員とも任期を1年と定め、変化の激しい経営環境に機敏に対応する体制をとる。
- 2) 事業の運営については中期経営計画を策定し、会社として達成すべき目標を共有するとともに、各年度計画及び予算を策定し、取締役及び執行役員の業績に対する目標を明確にする。
- 3) 通常業務遂行に関しては、業務分掌・職務権限・決裁に関する規定等により各部門責任者へ権限を委譲し、担当取締役及び担当執行役員

が職務執行状況を管掌する体制をとる。

- 4) 原則として、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定ならびに取締役及び執行役員の業務執行状況の監督を行う。
- 5).取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、執行役員及び重要な子会社の責任者が出席する経営会議を月2回開催し、業務 執行に関する基本的事項及び重要事項に係る議論ならびに意思決定をより機動的に行う。

【5】当社及び当社子会社における業務の適正を確保するための体制

1) 当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社が定める「関係会社管理規程」及び「経営会議規則」に基づき、当社子会社の営業成績、財務状況その他重要な情報について定期的又は随時の報告を義務付ける。

2) 当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社子会社において「リスク管理規程」を策定し、同規程において担当部署を定めリスク管理を行う。また、当社の内部監査部門は、当社子会社のリスク管理の実施状況について定期的に監査を実施し、監査報告会において、当社代表取締役及び常勤監査役に対しその結果を報告する。

3) 当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社子会社における取締役の任期を1年と定め、変化の激しい経営環境に機敏に対応する体制をとる。また、当社子会社においても、中期経営計画を策定し、当社及び当社子会社として達成すべき目標を共有するとともに、各年度計画及び予算を策定し、取締役及び執行役員の業績に対する目標を明確にする。なお、当社子会社の管理を担当する取締役は、当該子会社の取締役及び重要な使用人と定期的に情報交換を行い、職務執行の効率性に関する観点からの課題を把握し、改善を検討する。

4) 当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社子会社の規模や業態等に応じて、適正数の監査役及びコンプライアンス担 当部署を配置するとともに、当社子会社の役職員を含めた法令遵守等に関する研修を適宜行い、コンプライアンス意識の向上を図る。また、当社の内部監査部門は、当社子会社のコンプライアンス体制について定期的に監査を実施し、監査報告会において、当社代表取締役及び当社常勤監査役に対しその結果を報告する。なお、当社子会社の管理を担当する取締役は、当該子会社の取締役及び重要な使用人と定期的に情報交換を行い、コンプライアンス上の課題を把握し、改善を検討する。

【6】当社の監査役の使用人に関する事項

監査役が必要と認めた場合には、内部監査部門の使用人、管理本部(人事、総務、経理)の部員その他監査補助業務に必要な知識・能力を備えた使用人に監査役の職務を補助させるものとする。この場合、当該使用人は、監査補助業務に関しては監査役の指揮命令に従うものとする。また当該使用人の人事異動及び人事評価については、監査役会の事前同意又は事前協議を要することとする。

【7】当社の監査役への報告に関する体制

- 1) 当社及び当社子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社又は当社子会社の業務又は財務の状況に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したとき、重大なコンプライアンス違反の発生の懸念があるときは、法令に従い、直ちに当社監査役に報告するものとする。
- 2) 当社監査役は、重要な意思決定の過程、業務の執行状況を把握するため、取締役会及び業務執行取締役等で構成される経営会議に出席する。
- 3) 当社常勤監査役は月例で開催される当社及び当社グループ部門長会議に出席し、当社及び当社子会社の業務執行状況を適宜把握する。
- 4) 当社内部監査部門、総務部門は定期的に当社監査役に対する報告会を実施し、当社及び当社子会社における内部監査、コンプライアンス、 リスク管理等の状況を報告する。
- 5) 当社子会社監査役は当社監査役会へ当該子会社の監査役監査状況等を報告し、情報の共有化を図るとともに、当社及び当社子会社常勤

監査役は、適時、当社グループ監査役連絡会を開催する。

【8】監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制 当社は、当社及び当社子会社監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを 行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

【9】当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- 1) 当社は、監査役の職務の執行について必要な費用等を支弁するため、各年度計画策定時に一定額の予算を設定する。
- 2) .監査役又は監査役会が監査の実施のため独自に外部専門家(弁護士、公認会計士等)に対し助言を求める又は必要な調査を委託する等、所要の費用を請求するときは、当該請求が監査役又は監査役会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、その費用を負担する。

【10】その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 業務執行取締役等が決裁した社内稟議書の写を、総務部門が定期的に常勤監査役へ提出することにより、監査役が日常の業務執行状況を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることができる体制をとる。
- 2).内部監査部門は、定期的に各部門に対して内部監査を実施するとともに、監査役、監査役会及び会計監査人との連携を図り、適切な意思 疎通及び効果的な監査業務の遂行に努める。

【11】財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、代表取締役執行役員社長を委員長とする「内部統制委員会」を設置するとともに、その下部組織として「内部統制小委員会」を設け、それらの方針・指導・支援のもと、当社及び当社子会社において、金融商品取引法に基づく評価・監査の基準・実施基準に沿った、内部統制システムの整備及び適正な運用を進め、企業集団としての財務報告の適正性を確保するべく体制の強化を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

※反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を記載してください。

【反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方】

1)規程の制定

当社及び当社子会社の従業員規範・役員倫理規範において、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的な勢力に対して、 毅然とした態度をとり、反社会的勢力に経済的な利益は一切供与しないことを定める。

2.反社会的勢力への対応方針

反社会的勢力に対しては、全社員一丸となり会社全体として対応することとし、反社会的勢力の関係者と思われる者に対する金銭その他の 経済的利益の供与は禁止する。なお、反社会的勢力に対する対応責任部門は総務部門とし、その対応にあたる。

3.外部の専門機関との連携

当社は大阪府企業防衛連合協議会に加盟し、平素より関係行政機関等からの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や弁護 士等法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を構築する。

4.対応マニュアルの整備及び講習会等への参加

反社会的勢力対応マニュアルを作成するとともに、大阪府警察本部主催の講習会に参加し、対応上の留意点等を随時社内において共有する。

Ⅴその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 あり

該当項目に関する補足説明

当社は、当社の企業価値及び株主共同の利益をはかるために、平成20年6月27日開催の第40期定時株主総会において、「当社株式の大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)導入の件」について株主の皆様のご承認をいただきました。その後、平成23年6月29日開催の第43期定時株主総会で継続をご承認いただき、平成26年6月27日開催の第46期定時株主総会においてさらに3年間の継続をご承認いただきました。

当社取締役会は、大規模買付行為が行われた場合に、株主の皆様が買付に応じるか否かを適切にご判断いただくために必要な情報や時間、あるいは当社取締役会として株主の皆様に対し代替案を提示する機会の確保を目的として本プランを設定し、大規模買付者に対して遵守を求めます。

大規模買付者が本プランを遵守しない場合や、ルールを遵守した場合でも当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置として新株予約権の無償割当の実施を決議できるとするものです。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示に係る当社の基本方針】

投資判断に影響する事業活動や重要な意思決定に関する情報により、証券流通市場において売買に大きな影響を受けることが多く、公正な価格形成を確保し、投資者の保護を図るためには、重要な情報が適時・適切に株主・投資者に対し開示されることが重要であることを十分に認識し、関連法規に従い、株主・投資家の皆様へ提供することに努めております。

【適時開示に係る社内体制について】

•情報管理責任者

全ての会社情報の適時開示は、情報管理責任者である管理本部長が責任をもって遂行する役割を担っております。

•総務部長、財務経理部長

総務部長は決定事実および発生事実(いずれも子会社情報を含む)の管理を行い、財務経理部長は決算情報(子会社情報を含む)の管理を行います。

東京証券取引所の「有価証券上場規程施行規則」及び「企業内容等の開示に関する内閣府令」の開示項目に該当するか否かの判断に迷う場合には、管理本部長は総務部長、財務経理部長と三者間で協議し、監査法人・顧問弁護士に意見を求め最終管理本部長が情報開示の要否を決定します。

